

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第19号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>部又は総局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、<u>税務課、人事課、職員課、人権・同和政策課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>交流推進部</td><td>交流推進課、観光振興課、交通政策課、<u>空港振興課、県産品振興課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～6 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>デジタル戦略課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の施行に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p>情報システム課</p> <p>(1) 略</p>	部又は総局	課	略		総務部	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、 <u>税務課、人事課、職員課、人権・同和政策課</u>	略		交流推進部	交流推進課、観光振興課、交通政策課、 <u>空港振興課、県産品振興課</u>	略		<p>(課の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部又は総局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、<u>税務課、人事・行革課、職員課、人権・同和政策課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>交流推進部</td><td>交流推進課、観光振興課、交通政策課、<u>県産品振興課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～6 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 デジタル戦略総室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>デジタル戦略課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p>情報システム課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第</u></p>	部又は総局	課	略		総務部	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、 <u>税務課、人事・行革課、職員課、人権・同和政策課</u>	略		交流推進部	交流推進課、観光振興課、交通政策課、 <u>県産品振興課</u>	略	
部又は総局	課																								
略																									
総務部	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、 <u>税務課、人事課、職員課、人権・同和政策課</u>																								
略																									
交流推進部	交流推進課、観光振興課、交通政策課、 <u>空港振興課、県産品振興課</u>																								
略																									
部又は総局	課																								
略																									
総務部	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、 <u>税務課、人事・行革課、職員課、人権・同和政策課</u>																								
略																									
交流推進部	交流推進課、観光振興課、交通政策課、 <u>県産品振興課</u>																								
略																									

(2)～(6) 略

第4条 略

総務学事課～税務課 略

人事課

(1)～(3) 略

(4) 行政経営の推進に関すること。

(5)～(7) 略

職員課・人権・同和政策課 略

2 略

第7条 略

2 略

子ども政策課 略

子ども家庭課

(1)・(2) 略

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に関すること。

(4)～(10) 略

(11) 子ども及びひとり親家庭等の医療費の支給に関すること。

(12) 略

第9条 略

交流推進課 略

観光振興課

(1)～(7) 略

(8) その他観光振興に関すること（空港振興課の所掌に属するものを除く。）。

交通政策課

(1) 略

(2)～(5) 略

40号）の施行に関すること。

(3)～(7) 略

第4条 総務部の各課（知事公室の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課～税務課 略

人事・行革課

(1)～(3) 略

(4) 行政改革の推進に関すること。

(5)～(7) 略

職員課・人権・同和政策課 略

2 略

第7条 略

2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課 略

子ども家庭課

(1)・(2) 略

(3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関すること。

(4)～(10) 略

(11) 乳幼児及びひとり親家庭等の医療費の支給に関すること。

(12) 略

第9条 交流推進部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

交流推進課 略

観光振興課

(1)～(7) 略

(8) 国際観光の推進に関すること。

(9) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。

(10) その他観光振興に関すること。

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること。

(3)～(6) 略

(6) その他交通政策に関すること（空港振興課の所掌に属するものを除く。）。

空港振興課

(1) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること。

(2) 国際観光の推進に関すること。

(3) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。

(4) その他高松空港の振興に関すること。

県産品振興課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課～農村整備課 略

水産課

(1)～(8) 略

(9) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の施行に関すること。

(10)～(15) 略

第11条 略

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(6) 略

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。

(8)～(14) 略

住宅課 略

(7) その他交通政策に関すること。

県産品振興課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課～農村整備課 略

水産課

(1)～(8) 略

(9) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関すること。

(10)～(15) 略

第11条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(6) 略

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。

(8)～(14) 略

住宅課 略

(香川県畜産試験場規則の一部改正)

第2条 香川県畜産試験場規則（昭和28年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務分掌)</p> <p>第7条 畜産試験場に総務課、<u>大家畜・飼料研究課及び中小家畜研究課を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>大家畜・飼料研究課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(業務分掌)</p> <p>第7条 畜産試験場に総務課を置く。</p> <p>2 略</p>

- (1) 養牛についての試験研究及び調査指導に関する事項
- (2) 飼料についての試験研究、調査指導及び検査に関する事項
- (3) 畜産環境についての試験研究及び調査指導に関する事項
- 4 中小家畜研究課の分掌事項は、養豚及び養鶏についての試験研究及び調査指導に関する事項とする。

(香川県水産試験場規則の一部改正)

第3条 香川県水産試験場規則(昭和32年香川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務分掌)</p> <p>第4条 試験場に総務課、環境・資源研究課、増養殖研究課及び栽培漁業センターを置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>環境・資源研究課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>漁場環境の保全及び改善についての調査研究に関する事項</u> (2) <u>水産資源の生態・評価等に関する事項</u> (3) <u>水産資源の管理技術に関する事項</u> (4) <u>漁況及び海況の調査並びに環境変化の影響についての調査研究に関する事項</u> <p>4 <u>増養殖研究課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>水産動植物の増養殖についての種苗生産等の技術開発に関する事項</u> (2) <u>水産動植物の疾病防除についての試験研究及び指導に関する事項</u> (3) <u>水産動植物の付加価値向上についての試験研究及び調査に関する事項</u> (4) <u>漁場造成・開発試験及び効果調査に関する事項</u> <p>5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 略 (4)～(10) 略 <p>(職務)</p>	<p>(業務分掌)</p> <p>第4条 試験場に総務課及び栽培漁業センターを置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 試験場に次の職員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 略 (4) <u>副場長</u> (5)～(11) 略 <p>(職務)</p>

第6条 略
 2・3 略
4～8 略

第6条 略
 2・3 略
4 副場長は、場長を補佐する。
5～9 略

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 本庁 (1)～(32) 略 <u>(33) 副参事</u> <u>(34)～(41)</u> 略 略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(32) 略 <u>(33)～(40)</u> 略 略

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第5条 香川県土木事務所規則(昭和38年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(組織) 第1条 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>香川県長尾土木事務所</td> <td>総務課 道路課 河川港湾課 用地課 市町土木技術相談室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> 2 略 (分掌事務) 第2条 略 2・3 略 4 略	香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 用地課 市町土木技術相談室	略		(組織) 第1条 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>香川県長尾土木事務所</td> <td>総務課 道路課 河川港湾課 <u>開発課</u> 用地課 市町土木技術相談室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> 2 略 (分掌事務) 第2条 略 2・3 略 4 河川港湾課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。	香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 <u>開発課</u> 用地課 市町土木技術相談室	略	
香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 用地課 市町土木技術相談室								
略									
香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 <u>開発課</u> 用地課 市町土木技術相談室								
略									

- (1) 略
(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（香川県長尾土木事務所にあつては五名ダム再開発事務所の所掌に属するものを、香川県中讃土木事務所にあつては長柄ダム再開発事務所の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) 略

5・6 略

7～9 略

(五名ダム再開発事務所)

第3条 五名ダム再開発工事に関する事務を処理させるため、香川県長尾土木事務所に五名ダム再開発事務所を置き、当該事務所に総務用地課及び工事課を置く。

2 総務用地課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 五名ダム再開発工事に係る用地の買収及び物件その他の補償に関すること。

(2) 買収用地の所有権移転登記に関すること。

3 工事課の分掌事項は、五名ダム再開発工事の調査、設計及び施工に関することとする。

(長柄ダム再開発事務所)

第4条 略

(職員)

第5条 略

(1)～(3) 略

(4) 五名ダム再開発事務所長

(5)～(12) 略

(職務)

第6条 略

2・3 略

4 五名ダム再開発事務所長は、所長の命を受けて五名ダム再開発工事に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(1) 略

(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（香川県長尾土木事務所にあつては開発課の所掌に属するものを、香川県中讃土木事務所にあつては長柄ダム再開発事務所の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) 略

5・6 略

7 開発課の分掌事項は、五名ダム再開発工事の調査、設計及び施工に関することとする。

8～10 略

(長柄ダム再開発事務所)

第3条 略

(職員)

第4条 土木事務所に、次に掲げる職員を置く。

(1)～(3) 略

(4)～(11) 略

(職務)

第5条 略

2・3 略

5～9 略

(補則)
第7条 略

4～8 略

(補則)
第6条 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第6条 香川県災害対策本部規則(昭和38年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第5条関係)				別表第1(第5条関係)			
班	課等	分掌事務		班	課等	分掌事務	
略				略			
動員班	総務部人事課	略		動員班	総務部人事・行革課	略	
略				略			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
部	班	課等	分掌事務	部	班	課等	分掌事務
略				略			
健康福祉部	略	健康福祉部 子ども政策 推進局子ども政策課及 び子ども家庭課	1 略	健康福祉部 子ども政策 推進局子ども政策課及 び子ども家庭課	子ども政策 班	1 略	2 婦人保護施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に関すること。
	2 <u>女性自立支援施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に関すること。</u>		3 略				
	3 略						
略				略			
交流推進部	略	交流推進部 交通政策課	1 公共交通機関(他課所管のものを除く。)の被害情報の収集に関すること。	交流推進部 交通政策課	略	1 公共交通機関の被害情報の収集に関すること。	
	空港振興班		交流推進部 空港振興課				1 <u>航空路線の被害情報の収集に関すること。</u>
	略						略

略	略
略	略

(香川県会計規則の一部改正)

第7条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第5条関係)			別表第3(第5条関係)		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>空港振興課</u> の所掌に係るものの収納	会計課の 出納員	略	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>観光振興課</u> の所掌に係るものの収納
	空港振興課の 収入取扱員			観光振興課の 収入取扱員	
	略			略	
略			略		

(外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第8条 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(閲覧所等) 第3条 資格を証する書面の閲覧は、香川県総務部人事課内の閲覧所(以下「閲覧所」という。)において、香川県の休日 ^{を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前9時から午後5時までの間} に行うものとする。 2 略	(閲覧所等) 第3条 資格を証する書面の閲覧は、香川県総務部人事・行革課内の閲覧所(以下「閲覧所」という。)において、香川県の休日 ^{を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前9時から午後5時までの間} に行うものとする。 2 略

(香川県環境保健研究センター規則の一部改正)

第9条 香川県環境保健研究センター規則(平成14年香川県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務分掌) 第3条 センターに、総務企画課、 <u>水質・自然環境課</u> 、 <u>大気・気候変動適応</u>	(業務分掌) 第3条 センターに、総務企画課を置く。

課、水道・リサイクル課、微生物課及び生活科学課を置く。

2 略

3 水質・自然環境課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 水質汚濁及び土壌汚染の防止並びに水環境及び土壌環境の保全についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項

(2) 自然環境の保全についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項

4 大気・気候変動適応課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止並びに大気環境の保全についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項

(2) 気候変動適応についての調査、研究、試験、情報の提供及び技術開発に関する事項

5 水道・リサイクル課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 飲用水及び温泉等についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項

(2) 廃棄物の処理及び有効利用についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項

6 微生物課の分掌事項は、微生物、医動物及び臨床病理等についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項とする。

7 生活科学課の分掌事項は、食品、薬品及び家庭用品についての調査、研究、試験、検査及び技術開発に関する事項とする。

2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。